



長野県報

7月23日(木)
平成27年
(2015年)
第2693号

目次

告示

八ヶ岳中信高原国定公園の特別地域内における行為の許可基準の特例の一部改正（自然保護課）	2
基本測量の実施（建設政策課）	2
公共測量の実施（建設政策課）	2
都市計画事業の認可（都市・まちづくり課）	2
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	3
平成28年度長野県立高等学校入学者選抜要綱の制定（高校教育課）	4
計量法に基づく定期検査（ものづくり振興課）	4

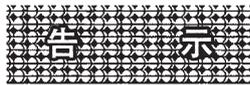
公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民協働課）	5
長野県松本あさひ学園の指定管理者の候補者の募集（こども・家庭課）	5
長野県信濃学園の指定管理者の候補者の募集（障がい者支援課）	6
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市・まちづくり課）	7
都市計画案の縦覧（都市・まちづくり課）	8
開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）	8
特定調達契約に係る落札者の決定（会計課）	8
特定調達契約に係る落札者の決定（情報管理課）	9

訓令

長野県職員服務規程の一部改正（人事課）	9
---------------------	---

正誤（3件）（生活排水課）	11
（2件）（人材育成課）	11



長野県告示第348号

平成12年長野県告示第640号（八ヶ岳中信高原国定公園の特別地域内における行為の許可基準の特例）の一部を次のように改正します。

平成27年 7月23日

長野県知事 阿部 守一

本文中「第11条第30項」を「第11条第36項」に改める。

第1条第1項中「第11条第30項」を「第11条第36項」に改め、同条第2項中「長野県生活環境部環境自然保護課」を「長野県環境部自然保護課」に改める。

第2条第1項中「及び第9項から第12項まで」を「第9項、第10項、第13項及び第14項」に改め、同条第8項中「第11条第20項」を「第11条第24項」に改める。

自然保護課

長野県告示第349号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成27年 7月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
基本測量（水準測量）
- 2 作業期間
平成27年 7月17日から平成27年12月18日まで
- 3 作業地域
大町市、北安曇郡白馬村、北安曇郡小谷村

建設政策課

長野県告示第350号

塩尻市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成27年 7月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（塩尻市基盤地図修正）
- 2 作業期間
平成27年 7月1日から平成28年 1月8日まで
- 3 作業地域
塩尻市

建設政策課

長野県告示第351号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可しましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年 7月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
長野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
長野都市計画道路事業 3・4・46号川中島幹線
- 3 事業施行期間
平成27年 7月23日から
平成35年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
長野県長野市篠ノ井布施高田字佃、字下居返、字南条及び字上居返地内
 - (2) 使用の部分
なし

都市・まちづくり課

長野県告示第352号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県佐久建設事務所及び佐久穂町役場に備え置きます。

平成27年 7月23日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
城山南	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線に囲まれた区域。	南佐久郡佐久穂町	畑		3170番2	1号
		〃	〃		3002番4	2号
		〃	〃		3206番7	3号及び4号
		〃	〃		3233番4	5号
		〃	〃		3240番	6号
		〃	〃		3220番33	7号
		〃	〃		3220番11	8号
		〃	〃		3220番4	9号

砂防課

長野県伊那建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成27年8月6日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年 7月23日

長野県伊那建設事務所長 飯ヶ浜 安司

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 駒ヶ根長谷線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
駒ヶ根市中沢6571番の1地先から 駒ヶ根市中沢6574番の3地先まで	旧	m 5.5~7.5	km 0.0507
同 上	新	6.5~11.0	0.0507

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 伊那富辰野停車場線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡辰野町大字辰野字上辰野848番の2地先から 上伊那郡辰野町大字辰野字上辰野859番の2地先まで	旧	m 5.0~5.5	km 0.0491
同 上	新	5.0~15.5	0.0491

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 川上唐木沢線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡辰野町大字横川1722番の2地先から 上伊那郡辰野町大字横川1772番地先まで	旧	m 4.0~8.0	km 0.2100
同 上	新	4.0~11.5	0.2100

4(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 与地辰野線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市西箕輪3970番の3地先から 伊那市西箕輪3974番の3地先まで	旧	m 6.0~14.0	km 0.2065
同 上	新	6.5~31.0	0.2065

5(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 与地辰野線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡辰野町大字羽場7826番地先から 上伊那郡辰野町大字羽場7773番の4地先まで	旧	m 4.5~5.0	km 0.2000
同 上	新	4.5~7.0	0.2000

6(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 与地辰野線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡辰野町大字赤羽327番の4地先から 上伊那郡辰野町大字赤羽328番の8地先まで	旧	m 4.0~14.0	km 0.0632
同 上	新	8.5~14.0	0.0632

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成27年8月6日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年 7月23日

長野県伊那建設事務所長 飯ヶ浜 安司

1(1) 路線名 駒ヶ根長谷線

(2) 供用を開始する区間

駒ヶ根市中沢6571番の1地先から

駒ヶ根市中沢6574番の3地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成27年 7月23日

2(1) 路線名 伊那富辰野停車場線

(2) 供用を開始する区間

上伊那郡辰野町大字辰野字上辰野848番の2地先から

上伊那郡辰野町大字辰野字上辰野859番の2地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成27年 7月23日

3(1) 路線名 川上唐木沢線

(2) 供用を開始する区間

上伊那郡辰野町大字横川1722番の2地先から

上伊那郡辰野町大字横川1773番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成27年 7月23日

4(1) 路線名 与地辰野線

(2) 供用を開始する区間

伊那市西箕輪3970番の3地先から

伊那市西箕輪3974番の3地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成27年 7月23日
- 5(1) 路線名 与地辰野線
- (2) 供用を開始する区間
上伊那郡辰野町大字羽場7753番の1地先から
上伊那郡辰野町大字羽場7754番の8地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成27年 7月23日
- 6(1) 路線名 与地辰野線
- (2) 供用を開始する区間
上伊那郡辰野町大字赤羽327番の1地先から
上伊那郡辰野町大字赤羽316番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成27年 7月23日

道路管理課

長野県教育委員会告示第3号

平成28年度長野県立高等学校入学選抜要綱を次のとおり定めました。

平成27年 7月23日

長野県教育委員会

- 1 要綱の名称
平成28年度長野県立高等学校入学選抜要綱
- 2 要綱の内容
要綱の内容は、長野県教育委員会のホームページ (<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/index.html>) に掲載しました。

高校教育課

長野県計量検定所告示第2号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり行います。ただし、特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項の規定により実施するものを除きます。

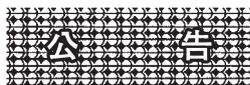
平成27年 7月23日

長野県計量検定所長 近藤友巳

区 域	期 日		場 所
	月 日	時 間	
小諸市のうち北大井、南大井、三岡及び川辺地区	8月25日(火)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	小諸市甲2197番地2 屋内ゲートボール場 すばーく小諸内 クラブハウス
小諸市のうち大里、西小諸及び中央地区	8月26日(水)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	小諸市甲2197番地2 屋内ゲートボール場 すばーく小諸内 クラブハウス
小諸市全域	8月27日(木)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	小諸市甲2197番地2 屋内ゲートボール場 すばーく小諸内 クラブハウス
飯田市のうち龍江、千代、川路、三穂、竜丘、上久堅及び下久堅地区	8月31日(月)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	飯田市龍江4517番地 飯田市龍江公民館
飯田市のうち鼎、伊賀良、山本及び松尾地区	9月1日(火)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	飯田市鼎中平1339番地5 飯田市鼎文化センター
飯田市のうち座光寺及び上郷地区	9月2日(水)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	飯田市上郷飯沼3145番地 飯田市上郷自治振興センター
飯田市のうち橋北、橋南、羽場、丸山及び東野地区	9月3日(木)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	飯田市東栄町3108番地1 長野県飯田勤労者福祉センター
飯田市全域(上村及び南信濃地区を除く)	9月4日(金)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	飯田市東栄町3108番地1 長野県飯田勤労者福祉センター
上伊那郡飯島町	9月7日(月)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	上伊那郡飯島町飯島2537番地 飯島町役場
上伊那郡中川村	9月8日(火)	午前11時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	上伊那郡中川村大草4045番地1 中川村基幹集落センター
上伊那郡辰野町	9月9日(水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	上伊那郡辰野町中央1番地 辰野町役場(町民ホール)
上伊那郡箕輪町	9月10日(木)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	上伊那郡箕輪町大字中箕輪10286番地1 箕輪町産業会館

上伊那郡宮田村	9月11日(金)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	上伊那郡宮田村98番地 宮田村役場
上伊那郡南箕輪村	9月14日(月)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	上伊那郡南箕輪村4825番地 1 南箕輪村役場
伊那市のうち高遠町及び長谷地区	9月16日(水)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	伊那市高遠町西高遠350番地 1 高遠町文化体育館
東筑摩郡筑北村のうち本城地区	9月17日(木)	午前10時から正午まで	東筑摩郡筑北村西条4195番地 筑北村役場
東筑摩郡筑北村のうち坂北地区		午後1時30分から午後3時まで	東筑摩郡筑北村坂北2187番地 筑北村役場坂北支所
東筑摩郡筑北村のうち坂井地区	9月18日(金)	午前10時から午前11時30分まで	東筑摩郡筑北村坂井5711番地 1 坂井公民館
東筑摩郡麻績村		午後1時から午後3時まで	東筑摩郡麻績村麻3837番地 麻績村役場
東筑摩郡朝日村	9月28日(月)	午前10時30分から正午まで	東筑摩郡朝日村大字古見1286番地 朝日村中央公民館
東筑摩郡山形村		午後1時30分から午後3時30分まで	東筑摩郡山形村2030番地 1 山形村役場
上高井郡小布施町	9月29日(火)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	上高井郡小布施町大字小布施1491番地 2 小布施町役場駐車場
上高井郡高山村	9月30日(水)	午前11時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	上高井郡高山村大字高井4972番地 高山村公民館
千曲市のうち森、倉科、生萱、 雨宮及び土口地区	10月1日(木)	午前10時30分から正午まで	千曲市大字生萱120番地 千曲市東部体育館
千曲市のうち八幡、桑原及び 稲荷山地区		午後1時30分から午後3時30分まで	千曲市大字稲荷山2131番地 2 千曲市稲荷山公民館
千曲市のうち埴生、屋代及び 粟佐地区	10月2日(金)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	千曲市大字桜堂570番地 千曲市埴生公民館

ものづくり振興課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年7月23日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 申請のあった年月日
平成27年7月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 Z E R O
- 3 代表者の氏名
坂口 智教

- 4 主たる事務所の所在地
須坂市墨坂南5丁目2番19号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害者、生活困窮状態に陥る人々に社会生活の自立、日常生活の自立、経済的な自立の支援事業を行い、誰もが地域で生活できるように、安心・安全な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

長野県松本あさひ学園の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成27年7月23日